

国民健康保険税納税 通知書を送付します

国民健康保険制度は、くらしのしあわせに
安心して医療を受けることができるように、加入者の皆さんが互いに助け合う制度で、国の社会保障制度の一環です。
令和3年度の国民健康保険税額が決定し、納税通知書が6月中旬に発送されます。国民健康保険税は世帯単位で計算され、納税義務者は世帯主です。各納期限内の納付をお願いします。

所得による軽減は2種類

低所得者に対する軽減

世帯の総所得が一定額以下の場合には均等割額と平等割額を7割・5割・2割と三段階に軽減する仕組みとなっています。

雇用者側の都合により

失業した被保険者の保険税の軽減

雇用者側の都合によってやむをえず失業した人(非自発的失業者)の保険税軽減制度の対象となる人は、前年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該保険税軽減を行います。この軽減を受けるには必ず届出が必要です。

「非自発的失業者」とは、雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」で

す。雇用保険受給資格者証の第1面「離職理由」欄または、「離職年月日 理由」欄に次のコードが記載されている人が対象となります。ただし、高年齢受給資格者と特例受給資格者は対象となりません。

- (特定受給資格者) 11・12・21・22・31・32
- (特定理由離職者) 23・33・34

●軽減期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までが対象期間となります。

※離職後は任意継続を選択し、その後国保に加入した場合でも、非自発的失業者に該当すれば、軽減対象となります。

あつて、雇用保険の手続きをしている人はいいます。失業者とは求職活動をしている人として、特定受給資格者などに該当していても、受給手続きをしていない人は対象外となります。対象者がどうかの確認は「雇用保険受給資格者証」で行います。

※軽減期間内に就職後再離職し、再度国保に加入したときは、残っている軽減期間期間について国保税の軽減を受けられる場合がありますので住民課窓口にてご相談ください。

8月からの被保険者証の交付は、令和3年

8月1日から有効の被保険者証を世帯主の人宛てに7月中旬から簡易書留で郵送します。ただし、7月2日から8月1日の間に70歳になられる被保険者の皆さんには、「70歳到達予定者」のための医療制度説明会にて配布します。

被保険者証内の「枝番」について

マイナンバーカードや健康保険証を利用して健康保険の資格情報が確認できるオンラインによる資格確認が、令和3年10月までに開始される予定です。

これに伴い、資格情報を個人単位で管理する必要があるため、被保険者証や限度額適用認定証などの証に個人識別のための枝番(2桁)を記載します。

70歳以上75歳未満の被保険者の皆さんへ

被保険者証内に「2割」または「3割」の表記があります。70歳以上の被保険者の皆さんは、令和3年8月以降の負担割合のご確認をお願いします。

なお、この負担割合は、令和2年中の所得により判定されています。

軽減における注意事項

- 世帯の加入者の中に未申告者がいる場合は、軽減は受けられません。
- 軽減判定には、国保に加入していない世帯主の所得も含まれます。
- 国保から後期高齢者医療に移行した人の人数や所得も含まれます。

国保税の変更

次の場合、国保税が変更されることがあります(税額は月割で計算)。

- 社会保険などへの加入・離脱により国保の資格を取得・喪失したとき。社会保険などに加入された場合は、須恵町国民健康保険喪失の手続きが必要です。
- 出生・死亡や世帯合併・分離などで国保の資格を取得・喪失したとき。
- 修正申告などによる所得額変更があったとき。
- 40歳になり介護分保険税に該当したとき。

※国保の資格を取得した場合や介護分の該当になったときは、その取得月から、

また、国保を離脱したときは離脱した月の前月までで月割計算します。

※年度内に65歳になる人(介護保険第1号被保険者として介護保険制度に加入)の介護分保険税や、75歳になる人(後期高齢者医療制度に加入)の国保税はあらかじめそれぞれの制度加入月の前月までの月割で計算されています。



問い合わせ先

住民課 国民健康保険係

☎ 932・1467 (ダイヤルイン)

☎ 932・1151 (内線109)